



島根県報

平成30年3月23日（金）

号外第25号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則	（医 療 政 策 課）	2
緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則の一部を改正する規則	（ ” ）	2

【人委規則】

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則		3
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則		4

公布された条例等のあらまし

◇医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則（規則第13号）

1 規則の概要

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定の整備（第12条・第14条・第15条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則の一部を改正する規則（規則第14号）

1 規則の概要

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定の整備（第12条・第14条・第15条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第13号

医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則

医学生地域医療奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第4号ア中「相当する期間」の次に「（貸与期間が、1年未満の場合にあつては3年、1年以上2年未満の場合にあつては当該貸与期間に2年を加えた期間。イにおいて同じ。）（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務（臨床研修以外の研修を受けることを目的とするものを除く。）に従事することができなかつた期間を除く。イにおいて同じ。）」を加える。

第14条第1項第1号中「期間」の次に「（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務（臨床研修以外の研修を受けることを目的とするものを除く。）に従事することができなかつた期間を除く。）」を加える。

第15条第1項中「の職員（医師の業務に従事した場合に限る。以下同じ。）となった」を「において医師の業務に就いた」に、「の職員でなくなつた」を「において引き続いて医師の業務に従事しなくなつた」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第14号

緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則の一部を改正する規則

緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則（平成21年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第4号及び第14条第1項中「12年」の次に「（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務（臨床研修以外の研修を受けることを目的とするものを除く。）に従事することができなかった期間を除く。）」を加える。

第15条第1項中「の職員（医師の業務に従事した場合に限る。以下同じ。）となった」を「において医師の業務に就いた」に、「の職員でなくなった」を「において引き続き医師の業務に従事しなくなった」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月23日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第3号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第10中	「	<table border="1"> <tr><td></td><td>10</td></tr> <tr><td>2</td><td>12</td></tr> <tr><td></td><td>別に定める</td></tr> <tr><td>2</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>別に定める</td></tr> <tr><td>2</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>別に定める</td></tr> </table>		10	2	12		別に定める	2			別に定める	2			別に定める	を	「	<table border="1"> <tr><td></td><td>10</td></tr> <tr><td>1</td><td>11</td></tr> <tr><td></td><td>別に定める</td></tr> <tr><td>1</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>別に定める</td></tr> <tr><td>1</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>別に定める</td></tr> </table>		10	1	11		別に定める	1			別に定める	1			別に定める	に改める。
		10																																
	2	12																																
		別に定める																																
	2																																	
		別に定める																																
	2																																	
	別に定める																																	
	10																																	
1	11																																	
	別に定める																																	
1																																		
	別に定める																																	
1																																		
	別に定める																																	
	」		」																															

別表第18備考5(10)中「林業」を「農業、林業」に改める。

別表第20中	「	<table border="1"> <tr><td>1級9号給</td></tr> <tr><td>1級5号給</td></tr> </table>	1級9号給	1級5号給	を	「	<table border="1"> <tr><td>1級15号給</td></tr> <tr><td>1級15号給</td></tr> </table>	1級15号給	1級15号給	に改める。
	1級9号給									
1級5号給										
1級15号給										
1級15号給										
	」		」							

別表第21備考2中(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 農業及び林業の業務に従事する職（人事委員会が別に定める者に限る。）

別表第24中	「	<table border="1"> <tr><td>2級9号給</td></tr> </table>	2級9号給	を	「	<table border="1"> <tr><td>2級11号給</td></tr> </table>	2級11号給	に改め、同表備考1中「2級13号給」を「2級15号給」に改
	2級9号給							
2級11号給								
	」		」					

める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月23日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 4 号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第20条第 1 項中「をいう。」の次に「第23条において同じ。」を加える。

第23条を次のように改める。

（練習船乗組員実習指導手当）

第23条 条例第35条の 2 第 2 項に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 海事職給料表 1 級の職員 1,600円
- (2) 海事職給料表 2 級の職員 1,900円
- (3) 海事職給料表 3 級の職員 2,300円
- (4) 海事職給料表 4 級の職員 2,500円
- (5) 海事職給料表 5 級の職員 2,700円

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。